

秋田県子どもの貧困対策推進計画（仮称）【案】の概要

～すべての子どもたちが将来に希望を持てる社会の実現に向けて～

福祉環境委員会提出資料 平成28年2月8日 福祉政策課

第1章 基本的な考え方

【計画策定の趣旨】

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向けて、子どもの貧困対策の総合的な推進を図る。

【計画の性格】 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、都道府県子どもの貧困対策計画として策定。

【計画期間】 平成28年度から32年度までの5年間

【基本的な認識】

どのような社会状況にあっても、家庭の生活困窮が原因で、子どもたちの健全な成長や、自らの夢の実現に向けた進路選択に影響が生じるようなことがあってはならない。

一方、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えにくいというのが実情である。

こうした中で、子どもの貧困対策を着実に推進していくため、貧困の問題を抱える子どもたちの状況をできる限り早期に発見するとともに、その問題が深刻化する前に適切な支援につなげることを基本的な方針として、計画の策定に取り組むこととする。

第2章 子どもの貧困の現状と課題

- | 現状 | 課題 |
|--|--------------|
| ・秋田県の大学等進学率(H25)：生活保護世帯 26.4%、一般世帯 61.4% | (1) 教育支援 |
| ・秋田県の要保護・準要保護等児童生徒数(H25)：9,777人 | (2) 生活支援 |
| ・ひとり親家庭の就労収入(H27)：300万円未満の世帯が母子家庭では9割 | (3) 保護者の就労支援 |

(1) 教育支援

学校をプラットフォームとした総合的対策の推進、教育費負担の軽減

(2) 生活支援

生活支援に関する相談事業の充実、生活困窮者自立支援事業の充実

(3) 保護者の就労支援

ひとり親世帯の収入増と生活安定のための職業訓練や就業能力向上の支援

(4) 経済的支援

生活福祉資金の活用促進、経済状況等の相談体制整備

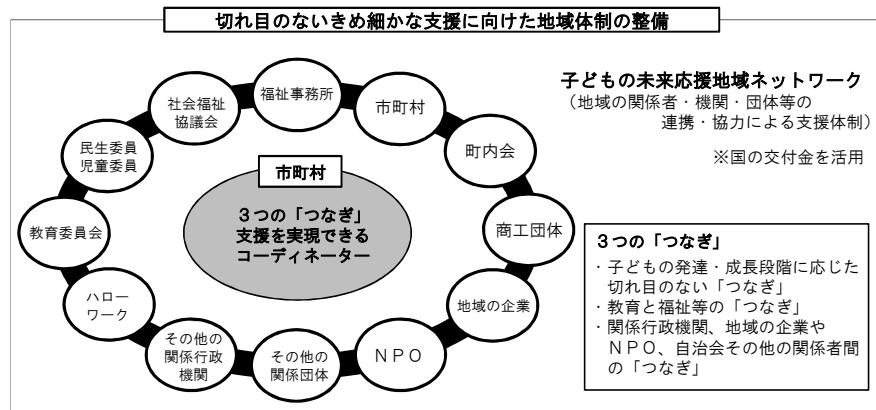
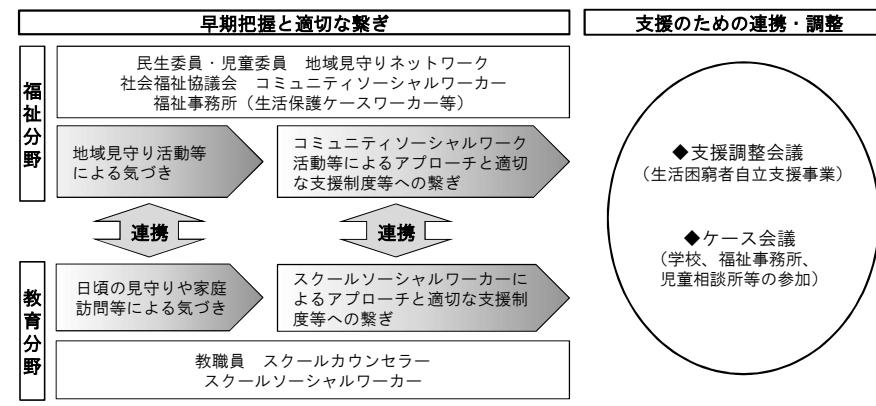
等

第3章 計画の目指す姿と基本的な推進方針

【計画の目指す姿】

手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現

●貧困の状態にある子どもを早期に把握し、適切な支援制度等につなぐための仕組み（イメージ図）



【基本的な推進方針】

子どもの貧困対策を進める上で、子どもの貧困問題の把握の難しさや、問題の多様さ、複雑さなどの課題がある。

こうした課題の解決を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持つて成長できる地域社会の実現のために、以下の「3つの基本的視点」により、対策に取り組む。

【視点①】

早期把握と適切な繋ぎ

【視点②】

支援のための連絡・調整

【視点③】切れ目のないきめ細かな支援に向けた地域体制の整備

【計画の推進体制】

県及び市町村は、国と協力し、地域の実情に応じた効果的な対策を積極的に講じ、本計画の着実な推進を図る。

助言・情報提供
財政支援

国

- ・法の施行
- ・大綱の策定
- ・交付金の創設

財政支援

県

- ・県計画の策定
- ・意識の醸成
- ・コーディネーターの養成
- ・事業実施

市町村

- ・実態調査と支援体制の整備計画策定
- ・コーディネーターの発掘・登用
- ・地域ネットワークの構築・事業展開

【指標・目標】

①目指す姿を示す目標…計画の目指す姿を明らかにするための目標

- (例) 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率
→ 一般世帯の大学等進学率との格差縮小を目指す。

②施策推進上の目標…県事業・施策推進の結果として達成すべき目標値

- (例) 生活困窮者自立支援事業の年間相談件数
→ 全国で最も高い県の水準を目指して目標値を設定。

第4章 具体的な取組（重点施策）

計画の目指す姿の実現に向け、地域における体制の整備とともに、子ども・保護者への支援を推進する。

【地域における体制整備】

- (1) 福祉・教育の分野における問題ケースの早期把握
- (2) 関係者等の連携による適切な支援制度等への繋ぎ
- (3) 複雑なケースを解決に導くための支援策のコーディネート

【施策体系】

1 教育の支援	(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の推進
	(2) 幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
	(3) 就学支援の推進
	(4) 大学等進学に対する教育機会の提供
	(5) 生活困窮世帯等への学習支援
2 生活の支援	(1) 保護者の生活支援
	(2) 子どもの生活支援
	(3) 子どもの就労支援
	(4) 支援する人員の確保等
	(5) その他の生活支援
3 保護者に対する就労の支援	3 保護者に対する就労の支援
	4 経済的支援 (児童扶養手当等)